

## 第14回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成23年6月23日（木）15：00～16：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第2会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

副委員長：吉川

委員：川原、石崎、北野、祖父江、小泉、石田、児玉、古口、農頭、阿部、  
藪田、宮崎

K H K：鈴木、森永、稲村、小山田、草野、梶山

陪席者：島地（コスモ石油ガス株）

IV. 議事次第

(1) 前回議事録(案)の確認・承認

(2) 技術基準整備3ヶ年計画（平成23～25年度）(案) について

(3) 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 KHKS0151（2007）の見直しについて

(4) アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 KHKS0152（2007）の見直し  
について

(5) その他

V. 配付資料

資料14-1 移動容器規格委員会委員名簿

資料14-2 第13回移動容器規格委員会議事録（案）

資料14-3 技術基準整備3ヶ年計画（平成23～25年度）(案)

資料14-4 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 KHKS0151（2007）の見直しにつ  
いて

資料14-5 アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 KHKS0152（2007）の  
見直しについて

参考資料1 容器保安規則改正に係る新旧対照表

参考資料2 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 KHKS0151（2007）

参考資料3 アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 KHKS0152（2007）

参考資料4 移動容器規格委員会関係KHKS 制定・改正等の状況

## VI. 議事概要

### 1. 事務局挨拶等

開会挨拶の後、事務局より資料14-1に基づき以下の紹介等を行った。

- ① 欠席委員（大谷委員）の報告
- ② 交代した委員2名（祖父江委員及び古口委員）の紹介
- ③ 陪席者1名（島地氏）が参加
- ④ 14名の出席があり、規格委員会規程に定める定足数8名以上を満足し、委員会は成立

### 2. 前回議事録(案)の確認・承認

資料14-2に基づき「第13回移動容器規格委員会議事録（案）」の採決を実施した。出席委員の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

### 3. 技術基準整備3ヶ年計画（平成23～25年度）（案） について

事務局が、資料14-3に基づき平成23年度から25年度における移動容器規格委員会の技術基準整備計画について説明した。修正点等は以下のとおり。

- ①No5 アセチレン容器の安全弁に関する基準（KHKS 0125）については、平成24年度に見直しを行う規格が多いため、委員会の負担軽減及び作業効率を考慮して平成25年度に見直しを行う。
- ②昨年制定したNo8 70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準について、規格番号（KHKS 0128）を記載する。

以上の修正等を踏まえ、当該計画（案）の採決を実施し、出席委員の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

### 4. 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 KHKS0151（2007）の見直しについて

(1) 資料14-4、参考資料1及び参考資料2に基づき「空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 KHKS0151（2007）」の見直しについて事務局案として確認としたい旨を説明した。質疑事項は以下のとおり。

- ①アルミニウム合金ライナーのFRP容器において、要求されている繰返し回数より少ない回数で容器が破壊した事例がEIGAより報告されている。試験に用いた水質の影響と考えられているが、現在詳細な原因を調査中である。本規格についてもアルミニウム合金の腐食という観点から同様の問題が生じる懸念があるため、検査に使用する水質に関する推奨事項を設ける等の対処の必要はないか。

→アルミニウム合金製一般継目なし容器については、古くから使用されており、使用実績は十分にある。同様の問題が国内で生じたことはないため、特段の問題はないと考えている。また、本件の調査結果が国内に対しても対応を要するものであれば、容器検査や本規格以外のアルミニウム合金を使用する規定全般に対して、手当てする必要がある、本規格単独で議論すべき内容ではないと考える。

→本基準の定期見直しとしては確認とする方針で決議を行う。ただし、試験に用いる水質の影響に関する試験データの内容により対応が必要と判断される場合は、必要なデータを本委員会に提出頂き、別途、見直しの提案を行い審議することとする。

(2) (1)を踏まえ、今回の見直しを確認とすることについて書面投票を行うこと及び当該書面投票の実施期間を15日間とすることについて、付帯条件を付して採決を実施したところ、出席委員の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

付帯条件；書面投票でコメントがあった場合であって、コメントの内容が軽微なものである場合は、対応をメールで行うこととする。委員会を開催するか  
の判断は委員長に一任する。

5. アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 KHKS0152（2007）の見直しについて

(1) 事務局が、資料14-5及び参考資料3に基づき、アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 KHKS0152（2007）の見直し方針について、事務局案として確認とした旨を説明した。質疑事項は以下のとおり。

①容器の質量変化があった場合の刻印の変更について、変更を要する質量変化の程度について不明確であるとの指摘があった。

→質量刻印の有効数字に対して、変化があった場合には再打刻が必要と考えるのが一般的であると思われる。近年の充てん方法から、そもそも質量に関する刻印が必要ないとの議論もあるかもしれないが、いずれにせよ本規格ではなく省令上の問題となる。

→質量の変化があった場合の刻印変更については、容器則の解釈に係る範疇である。本基準は自主基準であって、規則の解釈を定めるものではないため、改正は行わないこととする。

(2) (1)を踏まえ、今回の見直しを確認とすることについて書面投票を行うこと及び当該書面投票の実施期間を15日間とすることについて、付帯条件を付して採決を実施したところ、出席委員の過半数（8名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

付帯条件；書面投票でコメントがあった場合であって、コメントの内容が軽微なものである場合は、対応をメールで行うこととする。委員会を開催するか  
の判断は委員長に一任する。

6. その他

(1) 参考資料4に基づき移動容器規格委員会関係KHKSの制定・改正等の状況について報告した。

- ① 「70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 KHKS 0128 : 2010」及び「容器等製造業者登録基準 KHKS 0102 : 2010」については、容器保安規則関係例示基準として追加又は改正を申請しており、例示基準として施行される予定。
  - ② 「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準 KHKS0121 : 2010」については、例示基準改正の審査を受ける予定であったが一部検討を要する事項があるため、現在対応を検討中。
- (2) 委員任期満了に伴い、再任についてのご協力をお願いした。
  - (3) 次回委員会の開催日は未定のため、開催する場合は別途調整を行う。

以上